

淡路広域水道企業団水道事業経営審議会運営要綱

令和 8 年 3 月 23 日

訓 令 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、淡路広域水道企業団水道事業経営審議会条例（令和 7 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、淡路広域水道企業団水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、会議の議事並びに日時及び場所を示して、開会の 3 日前までに文書その他記録の残る方法で通知するものとする。

2 会議は、会長が必要と認めるときは、条例第 8 条第 1 項に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「WEB 会議システム」という。）を利用して開催することができる。

(欠席)

第 3 条 委員は、会議に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に申出なければならない。

(会議の公開)

第 4 条 会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 淡路広域水道企業団情報公開条例（平成 13 年条例第 5 号）第 7 条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当する情報を含む案件を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、円滑に会議が行われないと認められる案件を審議する場合

2 審議会の会議に出席した委員から前項の場合に該当する旨の発議があった場合は、会長は審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得ることにより、非公開とすることができる。

3 第 1 項ただし書の案件を審議する場合において、WEB 会議システムを利用して会議に出席する委員は、当該会議を委員以外の者に視聴させてはならない。

(公開の方法)

第 5 条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(会議の傍聴)

第 6 条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、5 人とする。

(傍聴の手続)

第 7 条 傍聴人は、審議会開会時刻の 30 分前から 15 分前までに、所定の場所で傍聴人受付簿に必要な事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第締め切るものとする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。ただし、第 11 条ただし書の規定に

より写真撮影の許可を受けた場合は、会長の指示により立ち入ることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、掲示板、旗等の類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、会場における言論に対して拍手その他の方法で、公然と賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場内で携帯電話等を使用しないこと。
- (6) 会長又は会長の指名する者の指示に従うこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は審議会の議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、会場内において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長が特に許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

- 2 会長は、傍聴人がこの要綱に違反した場合は、これを制止し、その命に従わないときは、退場を命じることができる。

(報道関係者への準用)

第13条 第7条から第12条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(会議録等)

第14条 審議会は、会議の終了後速やかに、会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長は、次のいずれかに該当するときは、会議録又は会議の資料

の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 会議を公開しなかったとき。

(2) 会議録又は会議の資料を公開することにより、不開示情報が公になると認めるとき。

4 審議会は、前項の規定により会議録の全部又は一部を公開しないこととするときは、会議要旨を作成し、公開するものとする。

5 会議録には、審議会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。